

優先期間の末日延長について

「特許権の存続期間をできるだけ長くしたいので、優先期間の末日にPCT出願してください。」

お客様からこのようなご要望を頂戴することが度々あります。特に、優先期間の末日が特許庁の閉庁日に当たる場合は次の開庁日まで優先期間が延長され、結果として特許権の存続期間が1～2日間増えることから、お客様にとって魅力的なのかもしれません。

その一方で、このような優先期間の末日延長の適用を受けたPCT出願は思わぬ指摘を受ける場合があるのでご注意ください。

具体的には、優先期間の末日延長の適用を受けたPCT出願であって、通常の開庁日（土曜&日曜）ではなく、あるいは、通常の開庁日に加えて祝日の存在により優先期間の末日が延長された出願の場合（例えば、5月2日（土）が優先期間の末日であり、5月3日～6日が休日および祝日であるために、次の開庁日である5月7日（木）に出願した場合）、各国へ国内移行した際または当該国内移行出願に基づく分割出願や継続出願等を行った際に、PCT出願の出願日が優先期間を超過していることから、基礎出願に基づく優先権の主張が認められないとの指摘を受けることがあります。

上記のような指摘は、移行国の特許庁の担当者が日本の祝日をよく知らなかったためになされるものですので、祝日を挟んだために開庁日がずれ込んだことを示すことにより解消可能です。しかしながら、それなりに手間もコストもかかることを考慮すると、祝日の並びによっては、優先日の末日前にPCT出願を済ませてしまう方がより安全といえます。

なお、WIPOのホームページには、2014年以降の各国特許庁の閉庁日が記載されているページ（<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>）があります。日本国特許庁の閉庁日の説明に便利ですので、上記のような指摘を受けた場合にはご活用をご検討ください。

以上